

令和7年度信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび令和7年度信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

令和7年4月

信託法学会

理事長 神 作 裕 之

1. 日 時：令和7年6月8日（日） 10：30～16：50（受付は10：00から行います。）

2. 場 所：龍谷大学 深草キャンパス ^{とうこかん} 灯炬館 1階 101講義室

3. 次 第：

○ 開 会 10：30

○ 研究発表会 10：30～11：30

裁判所から受託者への事前の指示

（報告者）神 戸 大 学 板 持 研 吾

（司会者）京 都 大 学 木 南 敦

○ 総 会 11：35～

- 議 案**
- (1) 役員の選任
 - (2) 令和6年度会計報告
 - (3) 令和7年度予算
 - (4) その他

—昼食・休憩—

○ 研究発表会 13：30～14：30

信託におけるディフォルトルールについての再考：

いわゆる民事（家族）信託の信託契約書のあり方

（報告者）立 教 大 学 田 岡 絵 理 子

（司会者）京 都 大 学 西 内 康 人

○ シンポジウム 14：40～16：50

「改正公益信託法の運用に対する期待と課題」

はじめに

東 京 大 学 溜 箭 将 之

立案担当者の視点から考える：新しい公益信託制度の運用開始に向けた

期待と課題 前内閣府大臣官房公益法人行政担当室 古 谷 真 良

**民間公益活動・市民公益活動の視点から考える：二つの研究会の議論を
参考にして**

関西学院大学（名誉教授）・公益法人協会・大阪ボランティア協会 岡 本 仁 宏

実定法研究者の視点から考える：「寄附者助言信託」を中心に

大 阪 大 学 大 塚 智 見

○ 閉 会 16：50

4. 懇 親 会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17：00 ～ 18：00

場 所：龍谷大学 深草キャンパス 22号館 地下2階 食堂

会 費：5,000円

5. そ の 他

（1）研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会のウェブサイト
（<http://www.shintakuhogakkai.jp/>）に掲載予定です。

（2）昼食につきましては、会場周辺の一般食堂をご利用ください。

(事務局からのお願い)

●総会・研究発表会・懇親会の出欠

お手数ですが、ご出欠の予定を信託法学会ウェブサイトの登録専用ページから5月23日(金)までにご登録ください。なお、登録専用ページにアクセスできない場合、しばらく時間をあけてから、再度、アクセスいただきますようお願い申し上げます。

<信託法学会ウェブサイト>

<http://www.shintakuhogakkai.jp/>



●令和7年度の会費

令和7年度の会費(4,000円)は、振込依頼人名の前に「1」とご記入のうえ、5月末日までに以下の口座にお振込みください。

○ 銀行振込 ゆうちょ銀行 当座：〇一九店 185924

信託法学会(シンタクハウガックイ)

(郵便振替の場合 00120-0-185924 信託法学会)

複数名分の会費を一括して振込む場合は、メッセージ欄または通信欄に全員分の氏名をご記入ください。

●懇親会について

懇親会に参加される方は、上記ウェブサイトから登録のうえ、懇親会費(5,000円)を、振込依頼人名の前に「2」とご記入のうえ、5月23日(金)までに上記口座にお振込みください。

ご登録がない場合、懇親会費をお振込みいただいても、懇親会へのご参加ができない場合がございますので、ご注意ください。お振込みいただいた方につきましては、振込明細書をもって領収書に代えさせていただきます。

複数名分の懇親会費を一括して振込む場合は、メッセージ欄または通信欄に全員分の氏名をご記入ください。

会費と懇親会費 9,000円を一括してお振込みいただく場合は、振込依頼人名の前に「3」とご記入ください。

複数名分の会費および懇親会費を一括して振込む場合は、メッセージ欄または通信欄に全員分の氏名をご記入ください。

<お振込み時の記載例>

会費のみ : 「1 シンタク アユム」 または 「1 信託 歩」

懇親会費のみ : 「2 シンタク タロウ」 または 「2 信託太郎」

会費および懇親会費 : 「3 シンタク ハナコ」 または 「3 信託花子」

【問合せ先】

信託法学会事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

TEL 070-2284-5079 (平日10:00~16:00)

ウェブサイト <http://www.shintakuhogakkai.jp/>

E-Mail sintakuhogakkai@hotmail.co.jp

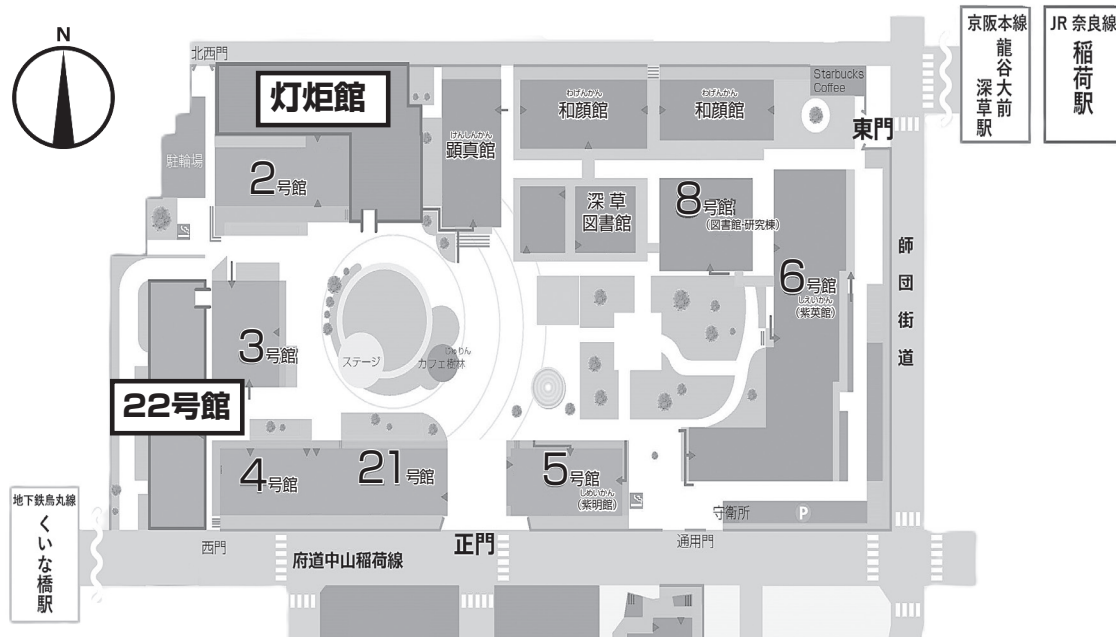
会場案内

- 開催日：令和7年6月8日（日） 10:30～16:50
- 場所：龍谷大学 深草キャンパス 京都市伏見区深草塚本町 67

●総会および研究発表会会場：^{とうこかん} 灯炬館 1階 101 講義室

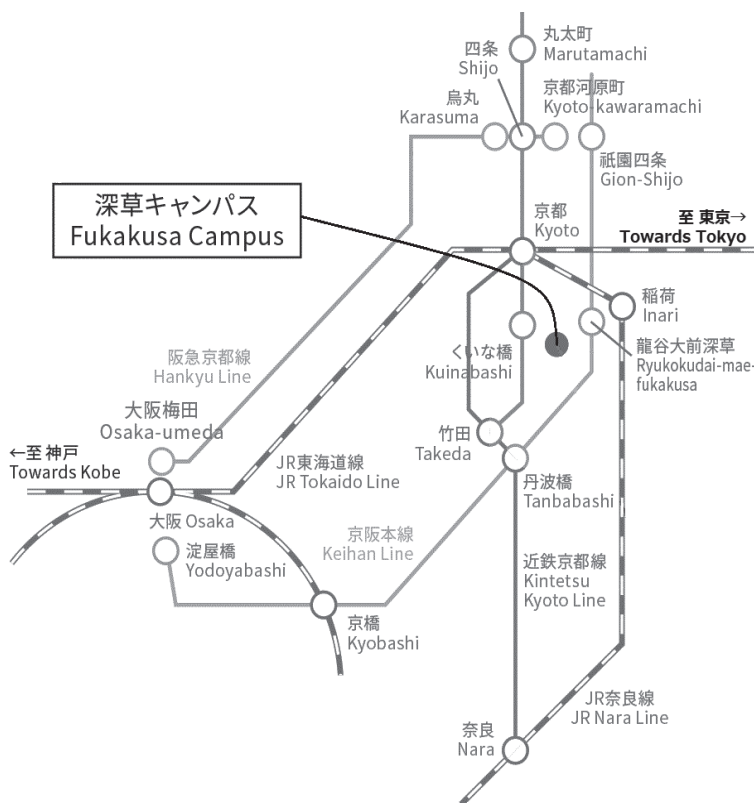
●懇親会会場：22号館 地下2階 食堂

<アクセス>



<利用交通機関>

- JR奈良線「稲荷」駅
<「龍谷大前深草」駅経由>
南西へ徒歩約 8 分
- 京阪本線「龍谷大前深草」駅
<西口>
西へ徒歩約 3 分
- 地下鉄烏丸線「くいな橋」駅
<1番出口>
東へ徒歩約 7 分



研究発表会（資料）

裁判所から受託者への事前の指示

神戸大学 板持 研吾

信託におけるデフォルトルールについての再考：

いわゆる民事（家族）信託の信託契約書のあり方

立教大学 田岡 絵理子

シンポジウム「改正公益信託法の運用に対する期待と課題」

1 はじめに

東京大学 溜 箭 将之

2 立案担当者の視点から考える：新しい公益信託制度の運用開始に向けた期待と課題

前内閣府大臣官房公益法人行政担当室 古 谷 真 良

3 民間公益活動・市民公益活動の視点から考える：二つの研究会の議論を参考にし て

関西学院大学（名誉教授）・公益法人協会・大阪ボランティア協会 岡 本 仁 宏

4 実定法研究者の視点から考える：「寄附者助言信託」を中心に

大阪大学 大 塚 智 見

研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会の
ウェブサイト（<http://www.shintakuhogakkai.jp/>）に掲載予定です。



裁判所から受託者への事前の指示

神 戸 大 学 板 持 研 吾

信託受託者は、信託の運営に関し、様々な判断に迫られる。しかし、ある判断がその義務に適ったものであるかが、その判断に基づく行為の前には必ずしも明確でない、という場合は少なくないと思われる。たとえば、現在の収益受益権を有するAと、将来の元本受益権を有するBの二種の受益者がいる場合に、ハイリスク・ハイリターンな投資運用をすべきかローリスク・ローリターンの運用をすべきかにつき、あるいは運営上生じた費用をいずれの負担とすべきかにつき、法令や信託行為に特段の定めがないとすると、AとBは異なる利害を有するため、受託者の判断が（善管）注意義務・忠実義務・公平義務などに違反しないかどうかは、少なくとも理論上は予測が難しい。このような場合に事後的に責任追及を受けるとすれば、受託者に対して萎縮効果を生じ、信託の目的との関係でも非効率な運営になりうる。また、こうした問題は、上記のような信託以外にも、広く生じうると考えられる。

対処方法としては、信託行為に定めを置いておくことがまず考えられるが、信託設定時点で想定しえない事情が生じることもありうるため、万能ではない。また、個別の悩ましい判断の都度に（委託者・）受益者の事前の同意を得る方法もありうるが、受益者が多数に分散しているような信託などでは高コストになりうるし、受益者の一部が未出生等である信託の場合にどうするかといった問題もあるため、これも万能とは言い難い。

そこで、信託受託者を（受動的であれ）公平かつ中立に監督する役割が期待される裁判所から、事前の指示を受ける方法が考えられる。義務や権限の範囲、あるいは信託行為の曖昧な定めの意味、といった問題は法的問題であり、裁判所による判断に適う面もある。現に、アメリカでは事前の指示（instruction）を受けることが認められている。本報告は、この制度を、具体的な裁判例とともに紹介し、検討する。

アメリカでは、このような事前の指示は、裁判所の行う裁判として（単なる事実上の助言としてではなく）示され、後に裁判となった場合に請求排除効なども（それぞれの効力発生の要件を満たせば）認められる。そのため、受託者は裁判所の指示に従うことで、事後の責任追及を気にしなくてよい。通常、受益者も当事者として手続に参加し、未出生の受益者等も代表される手段がある（手続参加は、請求排除効等を及ぼす要件でもある。）。受益者も、指示を求めて裁判所に申し立てることができる。指示を得るためにかかる裁判費用は、合理的な必要がそもそも認められないような場合を除き、信託財産からの支出が認められる。ただし、純然たる経営判断や受託者の裁量権限の行使方法については指示の対象とならず、あくまで、受託者の権限や義務の範囲または信託条項の意味に関する合理的な疑義があり、指示の申立てを行う時点において指示を行う必要があるだけの紛争の実態やそのおそれがある場合に限って、裁判所は受託者に指示を行うこととされる。

信託におけるデフォルトルールについての再考：

いわゆる民事（家族）信託の信託契約書のあり方

立 教 大 学 田岡 絵理子

本報告では、いわゆる民事信託において問題とされる受託者の権限の不適切な行使のリスクにつき、その対応策との視点から、デフォルトルールとしての信託契約書の意義を考察する。受託者の不適切な権限行使への対応として多く主張されるのは、信託監督人や受益者代理人など、第三者による受託者の監督である。しかし、かような地位に就任すべき適切な親族がいないことや、専門家に依頼すると費用がかかることから、利用が進まないのが現状である。また、財産管理方法として民事信託を選択する当事者の多くは、家族間で私的に管理ができる点に魅力を感じており、第三者による関与が加わることにに対する抵抗もあると聞く。そうであれば、民事信託の私的自治的側面を維持しつつ、受託者の権限の不適切行使に対処するアプローチが有用であると考えられる。

そこで注目されるのが、アメリカで議論されている、デフォルトルールによる規制である。ここにいうデフォルトルールとは、任意法規ではなく、「当事者が個別にオプトアウト・インしない場合に当事者を規律するセット準則一般」を指す。例えば、オンラインでの電化製品購入に際しデフォルトで製品保証を付帯し、不要な場合には消費者が付帯を外す場合のように、当事者がオプトアウトしない限りデフォルトの約款が適用される点で、約款による契約そのものもまた、当事者間のデフォルトルールと捉えられる。かようなデフォルトルールは、オプトアウトするコストが高い場合などに、当事者がそれに依存する傾向を示すことから、デフォルトとなる内容を操作することで当事者の意思決定を一定方向へ仕向ける機能があるとして、それを利用した規制方法が研究され、実際に、多様な場面で規制が試みられている。デフォルトルールの機能を利用した規制は、当事者の私的自治を尊重しつつ、当事者が自身に有益となる判断ができるよう、その判断や行動の仕方に影響を与えるアプローチであるとして有用である。

日本における民事信託は、信託契約書のひな形が無数に出回り、当事者は、自身で、あるいは、士業等の専門家に相談しつつ、ひな形に自身の意向を加えて設定される。そこで、本報告では、アメリカにおけるデフォルトルールによる規制に関する議論を参照し、信託契約書のひな形を当事者のデフォルトルールと捉え、その策定方法を通じて、当事者の意思決定・行為準則に方向づけを与える可能性と、その意義を検討する。それにより、受託者の権限の不適切行使に対するアプローチの一つとして、デフォルトルールによる規制の可能性を検討する。

シンポジウム「改正公益信託法の運用に対する期待と課題」

東京大学	溜 箭 将之
前内閣府大臣官房公益法人行政担当室	古 谷 真良
関西学院大学（名誉教授）・公益法人協会・大阪ボランティア協会	岡 本 仁 宏
大阪大学	大 塚 智 見

1 はじめに

（溜 箭 将之）

2024年5月、第213回通常国会において新しい公益信託法が成立した。現在、2026年の施行に向け、内閣府公益認定等委員会の新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会にて、公益信託の認可から監督のあり方まで、幅広い検討が進められている。

新公益信託法は、公益社団法人商事法務研究会の公益信託法改正研究会が検討を始めた2015年から数えても、10年にわたる検討、立法、施行準備の過程を経て実施される。この間、公益信託についても公益法人と同様に主務官庁制を廃止し公益認定等委員会による認可・監督が行われることとなったほか、新公益信託法を通じ、信託財産や受託者の多様化、軽量軽装備のガバナンスといった変化が期待されている。同時に、この10年で寄付文化の醸成への動きとともに、公益資産の運用投資について社会の考え方にも変化がみられる。

旧公益信託法の下での公益信託の運用は、もっぱら信託銀行が担ってきた。認可手続や税法上の制約の下、公益信託事務としては、国債など安全資産により運用し、奨学金など金銭の助成が中心とされてきた。新公益信託法の下では、多様な受託者が多様な信託財産を扱い、多様な公益信託の利用が広がる可能性がある。しかし、こうした公益信託の潜在的可能性がどう実現するか、また今後の公益信託のガバナンスがどうあるべきか、未知数の部分も多い。

そこで本シンポジウムでは、公益信託の今後につき、内閣府で立案を担当した立場、公益法人・NPO法人やボランティア活動に関わってきた立場、研究者の立場から、多面的に検討する。登壇者はいずれも新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会のメンバーであり、これまでの研究会の議論を共有するとともに、シンポジウムを通じて幅広く知見を交換してゆきたい。

2 立案担当者の視点から考える：新しい公益信託制度の運用開始に向けた期待と課題

（古 谷 真良）

「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）」は、公益信託制度が公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることに鑑み、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から見直しを行うものとする信託法（平成18年法律第108号）成立時の衆・参両院の附帯決議後、法務省における法制審議会信託法部会及び内閣府における新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議等を経て、「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）」の全部改正法として成立したものである。

新法は、信託法の特別法であるとともに、公益法人認定法と整合的な枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを創設するものであり、新法下における公益信託認可には公益法人並みの税制優遇も伴うこととなる。新法の成立に至る過程や規定の内容等に照らせば、新制度における法解釈や運用においても、信託制度としての特殊性と公益法人制度との整合性という二つの要請の間で、公益の増進及び活力ある社会の実現のための公益信託制度の在り方が問われ続けるものと見込まれる。

本報告では、新制度の施行開始に向けて、新制度と信託法における目的信託制度との関係、公益信託における公益事務該当性と公益法人の公益目的事業該当性の関係、公益信託事務と受託者の固有事務の関係等を取り上げて立案時の検討経過を整理しつつ、新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会を含めた施行準備の現在地について御報告させていただきたい。

3 民間公益活動・市民公益活動の視点から考える：二つの研究会の議論を参考にして

(岡本 仁宏)

報告者が専門とする非営利組織・セクター論及び非営利セクターでの経験を前提に、課せられた課題に答えたい。

公益信託は、公益的財団法人と並んで財産を公益的に使うための社会的ツールである。改正公益信託法によって開かれたツールとしての可能性に関する論点を提示したい。もちろん、受託者要件（信託銀行等から自然人・普通法人等へ）、信託財産の金銭制限撤廃（不動産・知財等多様な財産へ）、信託業法規制からの離脱などの改正公益信託法によって開かれた可能性である。

寄附及び財団法人というツールとの比較を前提としつつ、特に市民活動が公益信託を受託する可能性を検討する。公益信託の想定されるメリット、例えば倒産隔離、法人に比しての軽装備性、税制優遇資格を得ていない法人や個人による受託による税制上の利点などを提示しつつ、その実現可能性を、特に、1、既存非営利法人による受託（信託報酬や分別管理問題）、2、小規模公益信託類型、3、特定資産公益信託の意義（歴史的意義と新制度における位置）、さらに監督及び振興実施体制の問題として、4、事前・事後規制、5、監督機関等、の論点に触れつつ検討する。

現在策定進行中の下位法令等（政令・府令・ガイドライン・モデル信託行為等）の内容によって、使い勝手は大きく変わる。この課題に関与する「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」（内閣府）、及び先駆的に民間で検討を続けてきた「新しい公益信託の活用に向けた研究会」（公益財団法人公益法人協会主催、太田達男代表）の参加者として報告者が学んだことを含めて、日本の非営利公益セクターの法制度の姿の一端を描きたい。

4 実定法研究者の視点から考える：「寄附者助言信託」を中心に

(大塚 智見)

新しい公益信託法は、規律の柔軟化により、公益信託の利用例を増やすことを目指すものである。その中で実務的にも理論的にも注目を集めているのが、「寄附者助言信託」である。寄附者助言信託とは、信託設定後も委託者が指図や助言により信託事務の処理について何らかの影響力を行使しうる仕組みを備えた公益信託であり、アメリカを中心に発展してきた Donor Advised Fund (DAF) に示唆を受けて実務上導入が検討されている。この

ような仕組みに対しては、それが委託者の選好を強く反映できることから、日本社会全体における公益への支出を増やすとの期待がされる一方、委託者の関与の余地が残される段階で公益信託の認可をし、税制優遇を与えることについて一定の懸念も示されている。

このような議論の背後には、公益信託のガバナンスにおける委託者の地位についての曖昧さが存在する。一方では、委託者は公益に対する財産の拠出者であり、そのインセンティブを強化するためには一定の関与を許容することが望ましい。また、受益者の存在しない公益信託において、委託者は受託者の信託事務処理を監督する役割をも果たしうる。他方、公益信託という器を用いて税制優遇を受けつつ、委託者が自身あるいはその関係者に利益を還流する危険がある。また、信託管理人が必置とされるなど、公益信託における委託者の地位は通常の信託におけるそれと比べて一歩引いたものとなっている。

新しい公益信託法について適切な運用がなされるためには、以上に現れたような委託者の地位を明確に整理・分析していくことが必要となるだろう。本報告では、このような問題意識の下、寄附者助言信託を素材として、公益信託のガバナンスについて、特にそこにおける委託者の地位について検討を加えていく。